

「反響のお知らせ」の対応方法のご注意点

日ごろより「反響のお知らせ」に迅速にご対応くださり、誠にありがとうございます。その中で、お客さまに返信しようとした メールがアットホームに届いているケースが見受けられます。「反響のお知らせ」ご対応の際には、メール本文内の<お客様 のプロフィール>のご確認をお願いいたします。



お客さまのご連絡先は **くお客様のプロフィール>**にてご確<u>認ください。</u>

お客さまへのご連絡は、「反響のお知らせ」下部にある<お客様のプロフィール>の連絡先へ直接ご連絡ください。

ご連絡先が

電話番号のみの場合

メールアドレス

のみの場合

お電話でのご連絡をお願いいたします。「反響のお知らせ」にご返信いただいても、お客さまには届きません。

送信するメールの宛先がお客さまのメールアドレスになっているかをご確認の上、お送りください。

•

「反響のお知らせ」は、お客さまが入力した情報をそのまま送信しております。弊社でも<お客様のプロフィール>に記載している以外のご連絡先はお調べできません。

□■ アットホーム インターネット 反響のお知らせ ■□
インターネットで物件をご覧になった【お客様からの反響】です。
下記の内容をご確認のうえ、お客様へのご連絡をお願いいたします。
なお、お問合せ情報の中には、ご本人の個人情報が含まれていますので、
お取り扱いには十分にご留意ください。

<お客様のプロフィール> お名前 : 希望連絡方法 : メールアドレス : 電話番号 : 連絡希望の時間帯 : その他の連絡方法 : 性別 : 年齢 : 入居希望時期 : <物件に関するお問合せ内容></p>

▲「反響のお知らせ」メール サンプル



メールの返信に困ったときは、反響メール返信文例集をぜひご活用ください。

シチュエーション別の返信文例集のほか、「反響のお知らせ」の届く仕組みや 送信エラーの対処方法についても、紹介しています。

加盟店専用ページログイン▶サービスメニューのATBB▶画面下部にある業務ツールの反響メール返信文例集

「反響のお知らせ」到着後は、3営業日以内にご対応ください。



必読

成約済み物件の削除 忘れていませんか?

成約済みの物件は、速やかに非公開の処理・手続きを行ってください。また、成約済み物件を公開すると「おとり広告」とみなされますので、トラブル防止のためにもこまめなメンテナンスをお願いいたします。

成約済み物件の掲載は「おとり広告」に該当します。

「不動産の表示に関する公正競争規約」(以下、表示規約)第21条では以下の3形態の表示を 「おとり広告」として禁止しています。

- 1 物件が存在しないため、実際には取引することができない物件に関する表示 架空の物件や、広告表示と実際に取引しようとする物件の内容や取引条件が異なり同一物件であると認められないもの。
- 2 物件は存在するが、実際には取引の対象となりえない物件に関する表示 成約済みになっている物件や、所有者からの売却依頼がないのに広告しているもの。また、物件の内容に重大な欠陥があったり、法令による重大な利用制限があるのにこれを広告に目立つように表示していないもの。
- ③ 物件は存在するが、実際には取引する意思がない物件に関する表示 広告した物件を案内することを拒否したり、案内はするが広告した物件の欠点を強調して他の物件を勧めたり、あるいは長期間特定の物件のみを広告している場合など、客観的にみて広告した物件を取引する意思がないと認められるもの。

おとり広告の掲載は重大な表示規約違反として不動産公正取引協議会から違約金課徴など厳しい措置を受けることがあります。 **今一度、最新の募集状況をご確認いただき、メンテナンスを**お願いいたします。

- ★上記TOPIC2は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。
 - *同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート
 - *同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認いただけます。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/
- ★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。